

# 陳述書

2021（令和3）年 月 日

原告 鈴木 陸 郎

東京地方裁判所民事第2部C b 係 御中

## 1 地元の状況

2019年10月の第1回期日でも陳述させていただきましたが、私は1957年に岩手の田舎町の中学を卒業後、川崎の鉄鋼会社に就職しました。当時の川崎の臨海部はばいじんが舞い、空気は汚れ、異様な臭いも漂う街でした。その後定時制高校、大学を出て、1967年に横須賀に転職しました。1998年からは住まいも横須賀に移し、今日に至っています。横須賀に住み始めてすでに23年が経ちました。

横須賀は基地の街であり、造船や自動車など運輸産業で経済が成り立っていました。しかし、これらの産業が撤退、国内外への移転が続き、首都圏にありながら急激な人口減少が occurred。古い石油火力発電所も20年以上も前から長期計画停止となりました。震災後に一部再開することもありましたが7年前（2014年）には全部が停止していました。発電所が停止し、横須賀の空気は川崎や東京に比べれば幾らかきれいになりました。しかし、光化学オキシダントの注意報がたびたび発令されますし、目に見えないPM2.5も安心できる状況ではありません。まだまだ改善途上です。

それなのに、横須賀に再び石炭火力発電所を建設する計画があることを知り、私は驚くと同時に、計画に対して強い疑問を抱きました。そこには、亡くなった甥のこともかわっています。

私の甥、長兄の長男は、大学生活でのわずか4年の東京暮らしで喘息を患い、東京都の公害認定患者となりました。1975年頃だったと思います。甥は大学を卒業したのに、喘息のために就職もできず田舎（岩手）に戻りました。その後も症状が改善せず、入院の繰り返しでした。喉を切開し人工呼吸器をつけた状態になったこともあります。最後の入院となったのは今から5年前の3月でした。このときには発作が激しく、長い闘病生活と薬漬けで衰弱しきった体では持ちこたえられなかったのでしょう。甥は間もなく亡くなりました。62歳でした。年老いた兄夫婦は、そんな甥（息子）に「よく頑張ったね、もう苦しまなくともいいんだよ」と声をかけました。老少不定とは言いますが、私は兄夫婦のこの言葉を聞き、慰めの言葉が見つかりませんでした。

私が横須賀に石炭火力発電所が計画されていることを知ったのは甥が亡くなった1～2か月後のことでした。再び石炭火力発電所を建設することになったら、せっかくきれいになって来た横須賀の空気は再び汚され、喘息をはじめとする健康被害が懸念されます。私は、甥と同じ苦しみをこれ以上、誰にもさせてはならないと強く思いました。

しかし、すでにアセス手続きはかなり進んでいました。2015年10月ころには、東京電力からは横須賀市に対し、新たな発電所の建設計画やアセス手続きなどについての説明があったようですが、私は地元にながら全く気がつきませんでした。私は2006年に自宅の屋根に太陽光パネルを設置するなどエネルギーのことには関心を持っていましたが、そんな私ですら石炭火力計画のことは知りませんでした。今となれば、もっと早く知っていたらと悔やまれますが、住民の間で発電所の建設のことが話題になることもありませんでした。私だけでなくほとんどの住民が計画のことを知らなかったと思います。2016年4月には、アセス手続（配慮書）についての報道発表があり、当時の市長は期待を表明したコメントを出したようです。しかし、この配慮書（意見書提出期間は2016年4月25日から5月31日でした）のことも地元ではほとんど話題になりませんでした。後で知ったことですが、配慮書について提出された意見はわずか5通でした。

## 2 説明会への参加と方法書に対する意見提出

計画を知った私は、石炭火力発電所がどんな影響を与えるのか、資料を集め始めました。私は横須賀のまちづくりを考える活動などをしていましたが、その活動仲間にも声をかけ、神奈川県のアセス審査会や経産省の環境顧問会は欠かさず傍聴するようにしました。「知ること」、そして「知らせること」が何よりも大事だと思いました。知ったことは学習会の場で傍聴した内容を報告しました。学習会では専門家の方にお問い合わせをお話を伺いました。

2016年11月には事業者による説明会がおこなわれたので、それにも参加しました。説明会は2回おこなわれ、13日の久里浜会場での説明会には31人、18日の中央会場での説明会には46人が参加しました。方法書の縦覧期間は2016年10月21日～11月21日、意見書の提出期間は2016年10月21日～12月5日でした。説明会は、この方法書に関するものでした。私は18日の中央会場での説明会に参加しましたが、参加者の中には事業者側の人ではないかと思えるような人も多く混ざっていました。

説明会での質疑応答は、事前に配布した質問書に書き込む形ではなく、その場での質疑応答で住所地と名前を明らかにさせたいというやり方でおこなわれました。個人情報への配慮はなく、威圧的な印象を受けました。しかも、一人2問程度しか受けつけられなかったため、深まった質疑にもなりません。

事業者の説明は、方法書を見れば分かることを繰り返すだけでした。「2030年のエネルギーミックスの達成が重要」、「石炭は将来の安定供給上も絶対に必要なエネルギー」、「世界最高効率の設備で温暖化対策に貢献する」、「パリ協定／国の長期目標80%達成は現状で困難で、目標達成にはイノベーションが必要である」などなどです。

当時、私が特に納得できないことが2つありました。「どうして石炭を燃料に選んだのか」ということ、「どうしてリプレース合理化ガイドラインが適用できるのか」ということの2つです。私だけでなく、説明会に参加した多くの人たちが同じ思いであったと思います。

そこで、説明会の場では、「他の発電所では燃料としてLNGを選択しているのに、どうして横須賀では石炭なのでしょう。理由がわかりません。」と質問しました。この質問

に対する事業者の返答は、「一定程度の石炭は必要だと考えている。安定供給と経済性から考慮して石炭になっている。横須賀もLNGにするか石炭にするか検討したが、LNGを利用するとした場合の港湾などの必要な整備の工事が膨大になり、土地の改変に伴う環境影響が懸念されたことから石炭を採用した。」というものでした。しかし、LNGを燃料とした場合に環境への影響がどうなるのか、かかる費用がどう変わるのか、などについて具体的な説明は全くなく、検討の経過についても話はありませんでした。この事業者の説明を聞いて、LNGを燃料として使うことを真面目に検討していない、という印象を強く抱きました。

私は、合理化ガイドラインの適用のことについても、「環境負荷の『現状』と『将来』の比較をなさっていますが、現状は全部停止しています。それなのに最高の運転状態のときの数値を『現状』として比較しているのはおかしいです。動いていない現在の状況と比較すべきではないでしょうか。」という趣旨の質問をしました。私たち住民は、ももとの施設は20年以上も前からほとんど停止していたことを知っていました。東日本大震災のときに一部だけ再稼働しましたが、直ぐ全部が停止になりました。地元では以前から、「発電所は廃止になる」という話が出ていました。新しく石炭火力の発電所が建設されれば今の環境が悪化するの当たり前でした。ところが、事業者は新しい発電所の建設で環境が「改善される」ことを理由に、簡略なアセスで済ませようとしていました。それがどうしても納得できませんでした。

私の質問に対する事業者の返答は、「発電所は経年変化で効率が悪くなる。古くなって効率が低くなって止まっている時期がある。効率を比較する際の環境省が定めたガイドラインに従って、止まっているときではなく動いている時を『現状』として比較している。」というものでした。しかし、この説明も全く納得できるものではありませんでした。他の参加者からも「『現状』というのは何時のことですか」などと追及されました。事業者は言を左右してなかなか答えようとしませんでした。何度も質問され、ようやく「設備がフル稼働していたのは18年前のことである」と答えました。その場面は今も鮮明に記憶しています。

しかし、後日の調査でこの説明が事実と反していたことも判明しました。アセスが

『現状』とした稼働率は昭和45年当時のもので、なんと約半世紀も前のものでした。説明会で「18年前」と答えた事業者の方は、故意に嘘をついたか、もしくはフル稼働していた時期について本当は知らなかったのかのどちらかだと思います。いずれにしても、今回のアセスが極めて杜撰なものであることを物語っています。

私は、事業者の説明会に参加し、発電所の建設計画とそのためのアセスのおかしさをますます実感しました。

この説明会のあと、私は方法書に対する意見を次のように書いて提出しました。

「石炭火力は大量のCO2を排出し、地球温暖化対策に取り組んでいる世界の流れに逆行する。石炭火力はCO2の問題ばかりではなく、周辺住民に大気汚染物質による健康被害が心配される。電気が足りているのに、いまなぜ石炭なのか。再エネに転換する方向へ進めてほしい。企業には社会的な責任を果たしてほしい。」

後日になって、事業者がこれに対する見解を準備書に記載しましたが、そこでは何人かの意見についてまとめて次のように書かれていました。

「電力業界の温暖化対策としては、火力発電事業者は、省エネ法のベンチマーク指標を達成することにより、国のエネルギーミックスで定められた火力発電比率（石炭26%、石油3%、LNG27%）を達成できるよう取り組むことが求められています。2030年の石炭比率がエネルギーミックスに整合し、日本全体のCO2の排出量の削減につながると考えております。本地点では、コスト・供給安定性の面で優れたエネルギー源である石炭を燃料に採用する計画としました。今後も環境影響評価法に基づく住民説明会や図書の縦覧等を通じて、より良い事業計画とするように努めてまいります。」

しかし、石炭火力発電所の建設が「日本全体のCO2の排出量の削減につながる」というのは何の裏付けもないもので、偽りです。事業者の見解は、日本だけでなく世界で緊急に求められているCO2の排出削減に真摯に取り組む姿勢を全く感じさせないものでした。私は、企業としての利益を擁護するためのもの、と受け止めました。方法書には計17通、94件の意見が出されたと県審査会で報告されましたが、他の意見についても事業者は通り一遍の返答をするだけで、住民の意見に耳を傾けようとする姿勢が全く感じられませんでした。

### 3 県のアセス審査会の傍聴

発電所の建設計画については、神奈川県のアセス審査会が審査をおこなっていました。私は他の住民と一緒に、審査会での議論を欠かさず傍聴しました。

初めのうちは何が審査されているのか傍聴していても分からない状況でした。あとから出てくる議事録を確認しながら少しずつ理解ができるようになっていきました。

アセス審査をおこなった神奈川県としてガイドラインを適用するケースは初めてということで、今思えば大変慎重だったと思います。審査会を傍聴して特に感じたことは、審査委員の先生方が「住民に分かるように説明してほしい」と繰り返し発言されていたことでした。初めのうちは、なぜ「おかしい」と事業者にハッキリ言わないのかと疑問に思っていたのですが、後になってアセスは住民とのコミュニケーションでもあると教わり、納得できました。

審査会での審査は知事から諮問をうけておこなわれ、審査の結果が答申としてまとめられます。私は当初、「審査委員の先生方は地元のことを知っているのだろうか」という不信感を少し抱いていましたが、審議が進むうちに私たちが疑問に思っていることが取り上げられており、事業者の説明を求め、不十分な説明については住民に分かるようにと注文を付けていることがよく分かりました。これに対し、事業者の説明にははぐらかしや極めて不十分なものが多くありました。時間が限られているので議論が深まらないまま終わる事項も多くありました。「なぜ石炭なのか」などはその最たるものでした。燃料種の違いによる環境への影響を比較した説明もありませんでした。こうした説明からも、はじめから「石炭ありき」であったことがわかりました。

審査会では、事業者が主張しているような合理化ガイドラインの適用の仕方の妥当性も問題になりました。審査委員の先生方も、何時どこで判断されるのかも分からずにいたようです。ある審査委員の先生が、「配慮書の審査のときに旧施設が『いつでも再稼動できる』と説明され、そのことを方法書で記述すると事業者が約束されましたが、方法書のどこにもその記述がありません」などと鋭く追及する場面もありました。別の審査委員の先生が、「いまの発言を議事録に残しておくことに意味がある」と発言されたこと

も印象的でした。

こうした議論を経て審査会の答申がまとめられ、それに基づいて方法書に対する知事意見が出されました。それは私たち住民の思いを多く反映した内容になっていると思いました。

今回の裁判では、こうした県審査会の審査内容を引用して、事業者が燃料種の検討の不十分なことを指摘しました。これに対する被告の反論（準備書面7、47頁）は、「県審査会の内容は被告の関知するところでない」というものでした。しかし、知事の意見は、知事が審査会に諮問し、答申を得て作成されたものです。私は方法書の段階からは県審査会を毎回傍聴し、議事録も確認して来たので、知事の意見には審査会の真摯な審議、さらには住民の思いが反映されたものであることをよく知っています。こうした審査会の内容を「関知するところでない」と切り捨て、まともに答弁すらしようとしない被告の姿勢には県民の一人として強い怒りを禁じ得ません。

#### 4 考える会の結成

2017年4月8日、私たちは、発電所の建設計画について継続的にかかわっていくための組織を結成しました。「横須賀火力発電所建設を考える会」です。結成時の集会には63名が参加しました。

翌月には、東京湾周辺の石炭火力計画のある地域が連携する「石炭火力を考える東京湾の会」（略称：東京湾の会）が結成されることになったので、そこにも参加しました。横須賀だけでなく、千葉県蘇我、市原、袖ヶ浦でも石炭火力発電所の新設が計画されており、その方々とも連携して反対の運動をおこない始めました。私たちは、この東京湾の会の一員としても、環境省や神奈川・千葉の両県知事への申し入れ、JERAをはじめ千葉県側の事業者への申し入れ活動を始めました。

しかし、こうした活動の間も、横須賀の発電所建設に向けた手続きはどんどん進んで行きました。2017年3月31日には、経産大臣が方法書について「勧告の必要がない」という通知を出しました。そして、5月9日には旧発電所の解体工事も始まりました。本来で

あれば、解体工事はアセス手続きが全部終了してからでなければ始められないはずですが、事業者は合理化ガイドラインの適用があることを前提に、アセスが終了する前に解体工事を始めてしまいました。方法書に対する知事意見では、「リプレース合理化ガイドライン」の適用の妥当性が十分に説明されたと言いがたい、と指摘されていましたが、その意見が顧みられることはありませんでした。

しかし、解体工事が始まっているのに、計画地の久里浜に住んでいる人でも、石炭火力発電所の計画があることを知らない人がまだ多くを占めていました。考える会では、2017年9月に、地元の人々の意見を知るため、戸別訪問によるアンケート調査をおこなうことにしました（手分けして100軒ほどを訪問しましたが、留守宅が多く、回答をいただけたのは合計46名の方々でした）。住民の方々の回答を見ると、石炭火力発電所の建設計画については17名、つまり4割近くの方が「知らなかった」と回答しました。また、石炭火力発電所建設計画に対しての考えを尋ねたところ、20名（＝43％）は「反対」、21名（＝46％）は「わからない」という回答でした。「賛成」と回答したのは5名でした。「わからない」という回答が半数近くにのぼったのは、情報が住民に届いていないことが影響していると思われました。横須賀発電所の長期休止していた既存設備の解体が5月から開始していることについては、6割の方が知っていました。しかし、既存設備に大量のアスベストが大量に使用されていることは、29名（63％）の方が知らなかったと回答しました。アスベスト除去工事については、29名の方が「説明を受けていないので不安」と回答しました。

アンケートで住民から寄せられて意見には、「町内会として説明会を開いてほしい」、「5月ごろから網戸に白いものがつくようになった」、「アスベストが使われていると聞いて驚いた」、「説明を聞いても信用できない。アスベストは良くないに決まっている」といったものがありました。「高効率の最新鋭の施設だと聞いているがどうなの？」と聞いてこられた方もありました。

9月16日、「横須賀火力発電所建設を考える会」（以下「考える会」）の第2回集会を開きましたが、この会合には60名をこえる方が参加しました。熱心に意見交換をおこな

い、参加者からは、解体に伴うアスベストの心配や横須賀市へも申し入れをするべきだなどの意見が出ました。この集会に先立ち、現地見学会もおこないましたが、そこには高校生8名・大学生1名を含む23名が参加しました。その後、学習・交流会に合流し高校生たちは熱心にメモをとりながら聴講し、全員が感想文を寄せてくれました。

少しずつですが、地元の人々も計画のことを知るようになり、関心を抱き始めたことを実感しました。私たちは、発電所建設計画の内容や問題点を分かりやすく説明するためのチラシもつくり、配布を始めました。

## 5 事業者への申し入れ

2017年9月14日には、はじめて、事業者に対して直接申し入れをおこないました。懇談は事前に「東京湾の会」として申し入れ、用意した申し入れ文書を手渡してから要望事項を伝えました。会合に立ち会ったのは、お互いに6人位だったと思います。

この申し入れでは、考える会として、次の5つの事項を要請しました。

- 1) 知事の厳しい指摘と強い懸念を踏まえ、これまでの対応について深く反省し改善すること
- 2) 知事が指摘した事項について準備書段階ですべて対応すること
- 3) CO2の削減について方向性を明確にすること
- 4) 解体工事についての住民の不安を解消するための説明会を開くこと
- 5) 新しい発電所の建設計画についての地元説明会を開くこと

この申し入れでは、方法書に対する神奈川県知事の意見書も引用しました。知事意見では、「天然ガスと比べてより多くの大気汚染物質や温室効果ガスを排出するにも関わらず、天然ガスと比較した場合の環境影響の違いや、それに対する環境保全措置の考え方などが明らかになっていないことから、石炭を燃料として選択した理由の説明が十分ではないと考えられる。」「長期計画停止中であることを踏まえたガイドライン適用の根拠や調査予測手法の妥当性についても、十分な説明が尽くされているとは言い難い。」という厳しい指摘をしていました。また、「十分な説明がないまま多くの温室効果ガスを排出

する石炭火力発電所の建設計画が進むことや、環境アセスメント手続における知事意見等への事業者の対応については、環境保全上の見地から強く懸念せざるを得ない。」との強い懸念も示していました。石炭を燃料として選択したことについても、「配慮書では、『横須賀火力発電所の敷地内でのリプレースとした理由並びに、設定した出力の規模及び燃料種の選定理由について、他の選択肢の検討経緯や環境保全の考え方と併せて明らかにするとともに住民の理解が得られるよう、分かりやすく丁寧に説明すること』を求めたのに、方法書において十分な説明が尽くされているとは言えない」としていました。本来であれば、「他の選択肢の検討経緯」を含めた説明が私たち住民になされるべきなのに、それがなされていない、という指摘です。こうした知事の指摘や懸念は、私たち住民の思いと多くの点で重なっていました。

私たちが事業者に対して求めた5つの事項は、こうした知事の意見も踏まえたものでした。とくに、地元での説明会の実施は欠かせないと考えていました。しかし、事業者の側は内容的には一步も譲らずの姿勢でした。再度の話し合いを受けますとのことだったので、10月にも要請をおこないましたが、それで事態が変わることはありませんでした。

## 6 準備書に対する意見提出

その後、2018年1月には準備書の縦覧が始まりました（2018年1月19日～2月19日）。準備書の説明会は、1月30日に中央会場、2月4日に久里浜会場でおこなわれましたが、それぞれ148名、262名の方が参加されました。発電所の建設計画に不安を感じる人が増え、方法書の説明会の5倍以上の方が説明会に参加されました。久里浜会場では事業者用意した会場には入りきれず第2会場、第3会場が急遽準備されました。第2会場、第3会場の人には音声だけしか流れない、ひどい状況でした。説明会では質問が途切れず、事業者予定した時間を1時間30分もオーバーしました。それでも手を挙げる人が沢山おりましたが、会場の関係で中断されました。

説明会に多くの方が参加されたのは、私たちが説明会の開催をお知らせするとともに

意見書提出を呼びかけるチラシを配布した結果でした。問題点を解説したパンフレットも準備しました。事業者が周知に消極的なことが原因で、多くの人が計画のことを知らない状態でしたが、私たちの活動で多くの人が計画のことを知り、疑問や不安を強く抱き始めていました。準備書に対する意見書の提出期間は3月5日まででしたが、109通、386件の意見が提出されました。

私は、準備書について7つの項目について意見を書いて提出しました。以下はその要約です（意見内容は添付の意見書のとおりです）。

1) 石炭火力発電所の建設は地球環境への悪影響だけでなく、日本の信用の失墜と経済的損失をもたらす。日本を代表する電力会社としての責任を果たすべきである。

2) 事業者としてパリ協定をどのように守って行くのかを明確にすべきである。

3) 東京湾で計画中の3つの発電所を含めた大気汚染による負荷を明らかにすべきである。

4) 漁業への影響について説明すべきである。どうして温排水をゼロにできるのになぜしないのか。

5) 「最新技術」とは名ばかりで、10年前に運用開始した磯子火力発電所の環境保全協定制値より緩い値が適用されている。

6) 石炭灰の利用を具体的に示すべきである。水銀の総量と処分先を明らかにすべきである。

7) バイオマス混焼はやめるべきだ。

後日の評価書に、これらの意見に対する事業者の見解が示されました。他の方の意見に対するものとまとめた形で示されたものですが、以下のような見解でした。

1) の意見についての事業者の見解（評価書 1372 頁。私の意見は 56 番です）は、「当社としては、国のエネルギー基本計画に基づくエネルギーミックスに整合させるため、最新鋭の高効率火力発電設備の導入及び LNG 火力と石炭火力のバランスの取れた適切な電源ポートフォリオの構築により、発電事業者に求められる省エネ法ベンチマーク指標を達成することで、低炭素社会の実現に貢献していきたいと考えています。」というもの

でした。しかし、たとえベンチマーク指標を達成しても CO2 は削減できません。石炭火力発電所の建設が「低炭素社会の実現に貢献」になる、という事業者の見解に納得できるはずはありませんでした。

2) の意見に対する事業者の見解 (1364 頁。意見 19 番) は、「現時点では、長期目標の達成に向けた具体的な道筋が示されていないことから、国と事業者の役割分担を整理した上で、事業者としては技術開発等に真摯に取り組む必要があると考えています。」というものでした。全く内容がない回答でした。

3) の意見に対する事業者の見解 (1398 頁。意見 225 番) は、「本事業では、PM2.5・光化学オキシダントの前駆物質の一つである窒素酸化物、硫黄酸化物について、最新鋭の乾式アンモニア接触還元法の脱硝装置、湿式の脱硫装置を設置することにより、既設稼働時の設備諸元より排出量及び排出濃度を低減する計画となっていますので、PM2.5、光化学オキシダントに関する環境影響は大幅に低減できるものと考えています。」というものでした。しかし、他の発電所との複合的な影響についての説明はなく、「既設稼働時」との比較そのものが何との比較を意味するのかわかりませんでした。建設前の状況と比較すれば、PM2.5 や窒素酸化物、硫黄酸化物は低減しませんし、光化学オキシダントは現状でも注意報が出ている状況です。新しい発電所が稼働したら影響が増大することは目に見えています。

4) の意見に対する事業者の見解 (1408 頁。意見 269 番) は、「本事業では取放水口及び取放水設備が有効活用できること、冷却塔方式を採用した場合、本事業の出力では設備規模が大きくなるため工事量が多くなること、用水の使用量が増加すること、排水が増加すること、消費電力の増大により発電効率の低下 (二酸化炭素排出量の増加) なども考慮する必要があり、環境面から総合的に判断し海水冷却方式を採用しました。… 残留塩素濃度を放水口において定量下限値未満にすること、これらの生物 (プランクトンなど) は周辺海域に広く分布することから、海域全体としてみれば、次亜塩素酸ソーダの注入がこれらの生物に及ぼす影響は少ないものと考えています。」というものでした。しかし、比較検討した内容は示されていません。次亜塩素酸ソーダの注入による影

響についても、放出口付近では影響があることを認めたようなものです。ここで漁をしている漁師がいるのですから、放出口付近の影響を調査し評価することが欠かせないはずで

5) の意見に対する事業者の見解 (1394 頁。意見 214 番) は、「…湿式脱硫についても技術開発は進んでおり、乾式脱硫と比較しても、性能水準に大きな遜色がありません。…準備書でお示しした数値は、出力変化など運用上の変動を考慮し最大値を示していますが、運転開始後、さらなる削減に努めていきたいと考えています。」というものでした。しかし、ここでも比較検討した内容も示さず、「性能に遜色ない」というだけでした。215 番の専門家の意見に対して、石灰-石膏法では脱硫プロセスにおいて CO<sub>2</sub> 約 6 万トン/年 (利用率 85%) 発生することを認めましたが、なぜ 6 万トンもの CO<sub>2</sub> を余分に排出する湿式を採用したのかについての説明もありませんでした。

6) の意見に対する事業者の見解 (1423 頁。意見 322 番) は、「…石炭灰については、セメント原料及び土木資材等にて全量を有効利用する計画とします。」というだけでした。石炭火力発電所からの水銀の排出は大きな問題になっていますが、その点についての言及はなく、有害廃棄物の国境を超えた移動を規制したバーゼル条約についての言及もありませんでした。

最後の 7) の意見に対する事業者の見解 (1375 頁。意見 66 番) は、「バイオマス混焼は、石炭専焼時と比較して安定運転への影響を把握して実施する予定としており、具体的な混焼割合は、現在検討中ですが、5% (カロリーベース) が設備上の上限となります。…バイオマス混焼につきましては、国の固定価格買い取り制度 (FIT 制度) の政策動向等も注視しながら、検討を進めて行きたいと考えています。」というものでした。要するに、「検討中」というだけの見解でした。

事業者の見解は以上のとおりで、住民の意見に真摯に耳を傾ける姿勢を全く感じさせないものばかりでした。

## 7 県公聴会での意見陳述

その後、2018年6月2日には、久里浜の行政センターで県条例に基づく公聴会もおこなわれました。県条例に基づく公聴会で口述できるのは現地から3km以内に居住している人に限られていました。口述したのは全部で18名でしたが、全員が石炭火力の建設に反対する立場から発言しました。

直近の久里浜に住んでおられる方々は、「自分たちだけでなく、子どもたち、そのまた子どもたちにも人類が住み続けられる環境を残していくことが今を生きる大人の責任だ」、「道を挟んでマンションがあり、裏側には病院もある。少し先には老人ホーム、国立久里浜医療センター、周辺には小・中・高と学校が多い場所だ、喘息患者が増えるのではないか」、「東京で幹線道路ができて喘息で苦しんだ。久里浜の高台に引っ越してきて東電の煙もなくなり安心してた。石炭火力ができると聞いてショックだ。住民の健康を脅かしてまで石炭火力を建設する必要があるのか」などと、大気汚染や健康被害への懸念や不安を訴えられました。

また、「天然ガスよりCO<sub>2</sub>の排出量が2倍も多い石炭を使うのはコストを優先しているからではないか」という指摘もありました。「世界一流企業や銀行の考えは、石炭火力や原発には経済面でも未来がないという方向に転換している」という意見を述べられた方もおられました。

さらに、「久里浜には原発の核燃料工場があり、石炭火力ができると、放射能と大気汚染の2つのものを心配しながら暮らさなければならなくなる」、「子どもたちに安心して住める街を残したい」、「石炭火力を止め、再エネに転換すれば化石燃料の輸入の必要がなくなる。自然エネルギー産業で雇用も増やせると思う」などと地域のまちづくりの観点からの意見もありました。このほか、「発生する石炭灰は膨大なもので、有効利用と言っているが具体的説明もなく疑問である」、「自己に都合の良いようにデータをならべ環境負荷が低下しているように見せている」、「真摯にパリ協定の実現や環境問題に取り組んでいくという姿勢が見られない」、「発電所から数百メートルのところに住んでいる。解体工事の車両が赤信号で交差点に入って大変危険だ。車両の騒音も酷い」などの厳し

い意見も続きました。

公聴会では、私もパリ協定との関連、温室効果ガス排出の問題を中心に以下のような意見を述べました（以下は要約です。詳しい意見内容は添付の資料のとおりです）。

1) 石炭火力を新設すればパリ協定が求める温室効果ガスの排出削減はできないどころか極めて不十分な日本の約束草案の削減目標すら達成できない。事業者が言う低効率の発電所を代替するという期待に根拠がなく、否定されている。

2) エネルギー基本計画では原発の再稼働を前提にしている。横須賀への石炭火力は原発再稼働とセットですすすめられている。いまの日本の約束草案ではパリ協定の目標を達成できないとして目標の引き上げを求められることは必至であり、脱原発、脱石炭の世界の流れ、国内の世論から見てもエネルギー基本計画は現実性に乏しい。

3) 事業者はベンチマーク指標が達成できるなどの数値の達成を強調しているが、これらの指標の達成が温室効果ガス排出削減を保障するものではない。このことは、アセス審査会でも指摘され、事業者も認めています。

4) パリ協定を踏まえた長期目標である 2050 年までの 80% の排出削減という目標について、事業者は「従来の取組の延長では実現困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及等イノベーションによる解決を最大限に追求する」としているが、石炭火力を止めれば C C S などイノベーションを待つ必要はない。持続可能な社会に向け、世界の流れが脱石炭へと大激変が起きているのに、日本政府のエネルギー基本計画の電源構成など政策の立ち後れで、世界の流れからの乖離があまりにも大きくなっている。イギリスとカナダが提唱して設立した脱石炭連盟は 2030 年を待たずに石炭火力を停止することをめざしている。世界中が石炭火力をフェーズアウトしているのに横須賀にだけ存在することになりかねない。横須賀をそんなまちにしてほしくない。

## 8 評価書に対する確定通知

しかし、こうした私たち住民の意見が顧みられることはありませんでした。2018 年 11

月 30 日には、経産大臣が評価書について確定通知を出しました。2018 年 12 月 18 日から翌年 1 月 25 日には評価書の縦覧がおこなわれました。この縦覧が終わり、工事計画書が提出され、5 月から発電所の建設工事が始まりました。

地元には喘息の持病をかかえている人もおり、大気汚染による健康被害を心配しております。地球温暖化による気候災害も激化するばかりです。私は、このまま石炭火力発電所の建設を認めることができないと思いました。考える会でも相談し、できることは何でもやろう、ということになりました。こうして、今回の裁判を提起することを決めました。

なお、評価書には、準備書になかった表（486頁）が加わっていました。リプレース前後の大気汚染物質の年間値を比較した表です。準備書にはなかった表だったので、気になってチェックをしたところ、比較表の硫黄酸化物の排出量（年間値）に明らかな計算違いがあることに気づきました。旧発電所が余りにもひどい設備だったので大気汚染物質などの環境負荷が軽減するのは当たり前にしたのでしょうか。経緯はわかりませんが、明らかな誤りで、容易に気づく誤りを見逃したことは、確定通知を出すに当たってのチェックをしていないか、かなり杜撰なものだと感じました。他の数字の信ぴょう性に関わる問題でもあると思いました。

私たちは、経産大臣に対して確定通知を発出したことに対する抗議をおこないましたが、そのときに評価書の誤りも指摘しました（資料を添付します）。経産省からは何の回答もありませんでしたが、2019年1月18日に事業者が突然、HPに誤りの訂正とお詫びを掲載しました。しかし、訂正にもかかわらず縦覧期間は延長されず、ホームページでの評価書の掲載期間が2月18日まで延長されただけでした（本来、アセスの資料はいつでも閲覧できるようにすべきものだと思います）。

## 9 裁判について

この裁判で私が訴えたい点はいくつもありますが、以下では3つに絞って説明します。

## 1) CO2の排出／大気汚染

石炭火力の新設を認めると長期にわたって大量のCO2排出することになります。それでは、パリ協定の目標を達成できず気候変動を一層激化させ、将来世代から生きる場を奪うことになりかねません。事業者はエネルギー基本計画との整合性やベンチマーク指標の達成など国の方針に従っていると強調しますが、これらはCO2の削減目標を保障するものではありません。このことは、県のアセス審査会でも指摘されました。

環境大臣も指摘しているように、パリ協定が求めるCO2の削減には既設の石炭火力の削減が必要です。まして新增設など許されるはずがありません。気候変動の激化による被害は豪雨災害、熱中症を多発させるなど日本でも現実のものとなっています。このままでは、熱波、干ばつ、食料危機など、あらゆる分野で被害が多発し、将来世代の生活基盤をも奪うことになってしまいます。

漁師さんは磯焼けで漁が激減している、と嘆いています。地球温暖化で被害を受けている漁師さんから、海や漁の状況を伺いましたが、お話の内容はとてもショッキングなものでした。海の中では、温暖化がこれまでの環境をすでに大きく破壊してしまっているのです。

ところが、アセスでは、CO2の排出がもたらす深刻な問題について、何の調査もおこなわれませんでした。発電所の目の前の海が大きく変わり、豪雨による土砂崩れは横須賀近郊でも頻発しています。熱中症で病院に運ばれ、命を落としてしまう人も増える一方です。それなのに、配慮書の段階ではCO2の排出が対象事項から外され、燃料種の違いによる環境への負荷の大きさの比較検討（複数案の検討）も全くおこなわれませんでした。「複数案を検討する」という体裁を整える目的で、煙突の高さについて「180m」と「200m」という2つの案を出しましたが、よくも子供だましのようなことをするものだと腹が立つより先に呆れてしまいます。

大気汚染の問題も深刻です。喘息の持病のある人は、新しい石炭火力発電所が稼働すれば病気が再発するのではないかと心配しています。横須賀の環境が気に入って、最近になって横須賀（長瀬）に転居して来た方がおられますが、その方も呼吸疾患があり大気汚染を心配しておられます。石炭火力の計画を知り、反対運動に参加されましたが、

「稼働するようになったら転居するしかない」と言っておられます。

## 2) アセスの簡略化

「リプレース合理化ガイドライン」の主旨は、そのまま古い施設を稼働するよりも新設の方が環境負荷の低減になるので迅速にした方がいい、ということであると思います。しかし、もともとの施設は停止していたのですから、新設すれば環境負荷は増大するに決まっています。それにもかかわらず、アセスを一部省略して新しい施設を通常より早く稼働させる、というのはガイドラインの主旨に真っ向から反しています。

2010年には3・4・7・8号機が長期計画停止に入りました。5・6号機は以前から停止していました。ですので、2010年には全号機が長期計画停止となりました。電力需給検証小委員会報告書によれば、「長期停止火力発電所」とは「運転年数が相当程度経過し、設備の劣化状況や受給状況等を考慮し、廃止を見据えて、数年単位で行う計画停止しているもの」と説明されています。横須賀の旧発電所も、まさに廃止を見据えて長期停止されていました。

ところが2011年3月に東日本大震災が起こり、急遽、再稼働させることになりました。しかし、懸命の取り組みにもかかわらず、3・4号機しか再稼働できませんでした。移動式のガスタービン発電機などを持ち込んでまで発電したのですから、他の号機が再稼働できるのであれば、そんなことをせずに済んだはずですが。

事業者は、合理化ガイドラインの適用について、「(既設は) 長期計画停止中であり、必要に応じて再稼働が可能であ(った)」(評価書481頁) などと言っていますが、東日本大震災の時でさえ3・4号機しか稼働できませんでした。すべてが再稼働可能であるかのような説明は全く事実と違っています。県審査会でその点を問われたとき、事業者は「いつでも再稼働できる」と説明しましたが、事業者はこうした説明の一方で、旧施設の石油タンクの廃止を進めていました。これは後日の情報公開で明らかになったことですが、2015年12月に旧施設の石油コンビナートの防災区域指定が解除され、横須賀市はコンビナート用の3点セットと言われる特殊消防車両の廃止の手続きを進めていました。県審査会での説明と正反対のことをしていたこととなります。「いつでも再稼働できる」という事業者の説明は、法的に廃止の手続きをしていないから再稼働可能だ、とい

う強弁でしかありません。

後日に環境省から開示された文書で、環境省もこの点を問題にしていたことが分かりました。経産省に対する環境省の質問は直近10年間との比較を問題にしたものでした。そのおかしさを環境省は正そうとしたのですが、これに対する事業者の回答は次のようなものでした。

「また、リプレースガイドラインで示されている「従来」の解釈に疑義が生じるのであれば、現行のリプレースガイドラインの記載は著しく不適切であると考えます。なお、発電所のライフサイクルを考慮すると、リプレースを計画する発電所において、稼働率が低下するのは当然であり、リプレースガイドラインの適用条件が至近の稼働率を示すのであれば、本件を含め、これを適用できる案件はないものと考えます。」

環境省からの開示文書では、同じフレーズが他の箇所でも繰り返されています。ガイドラインの解釈に疑義を指摘された事業者がおこなったのは、「ガイドラインの記載が著しく不適切だ」と開き直りとしか思えないような回答でした。これは、正しくガイドラインを適用すれば、今回のアセスでも簡略化の余地がなかったことを自ら認めているに等しいのではないかと思います。

「合理化ガイドライン」を自分に都合のいい勝手な適用し、環境への配慮を著しく欠落させたアセスは到底認めることができません。県のアセス審査会でも、県知事意見でも指摘されたことですが、それでも改められませんでした。

アセス制度は持続可能な社会を実現する重要なツールであるはずですが、事業者のやり方はアセス制度の破壊というほかありません。アセス法という法律があるのに、その手続をきちんと踏まずに簡略なもので済ませ、アセスの核心であるはずの複数案の検討もおこなわれませんでした。こんな杜撰なアセスは、最初からやり直さなければならないはずですが。

### 3) 将来世代への責任

いま、若い世代が気候変動を自分たちの問題として声をあげ始めました。私はそこに希望を見るとともに責任も感じています。なぜなら、温室効果ガスの排出で気候変動を激化させてきたのは、私たちの世代でもあるからです。いま、私たちが何もしなければ

将来の世代から被告の立場に立たされることとなります。

福島第一原発事故の国会事故調はこんなことを指摘しました。

「事故は何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、意図的な先送り、自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策がとられないまま発生した。」

事故調は、電力会社でつくる電気事業者連合会が安全対策の規制強化に反対する働きかけを規制当局に対して行うなど、「規制する立場とされる立場の『逆転関係』が起き、規制当局は電気事業者の『虜（とりこ）』になっていた」とも言っています。そして、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」と指摘しました。

私たちは、そのことを教訓として生かさなければならぬと思います。いま行わなければならないのは石炭火力発電からの脱却です。もし、手をこまねいていたら、これからの気象災害はわれわれが引き起こした人災と言われるものとなってしまいます。

海の状況について話をうかがった漁師さんも、原告に加わって下さいました。私が思いを共にして下さったことにお礼を言うと、漁師さんは地球温暖化の被害は私が受けているのだから、「これは自分事だ、お礼を言うのは私の方だ」と言われました。「海はすっかり変わってしまった」と嘆いておられる、もう一人の漁師さんも訴訟に加わられました。

世界の流れが脱石炭へと大激変が起きているのに、日本政府の政策はなかなか変わりません。2050年カーボンニュートラル宣言を出しましたが、原発と石炭を温存するなど実態が伴っていません。脱炭素社会を実現するには社会システムの大きな変革も必要です。残された時間が限られている中でこの変革を誰一人取り残されるものがないように進めるためには、少しでも早い時期に決断する必要があります。それなのに、ごく一部の既得権益者の利益を守るために政治はなかなか動こうとしません。そんな政策の不作為があってはならないと思います。

アセスの誤りを正すと同時に、気候変動に対する日本の政策の飛躍的な転換点となる判決を切に望んでおります。

以 上